

## **[事案 22-131] 名義変更無効請求(不受理)**

・平成 23 年 1 月 26 日 不受理決定

### **<事案の概要>**

平成 21 年に夫（被保険者）が死亡し、死亡保険金受取人（＝保険契約者）となっていた義母に死亡保険金が支払われた。しかし、もともと契約者＝夫、死亡保険金受取人＝自分（妻）となっていたものを、夫の妹（相手方会社の募集人）が勝手に平成 13 年に名義変更したものである。また、夫は亡くなる前の平成 19 年には高度障害状態に該当していたが、死亡保険金が支払われるまで生命保険加入の事実を知らなかったため、高度障害保険金を請求することができなかった。

義母への死亡保険金の支払いを取消し、高度障害保険金を夫の相続人である妻の私に支払ってほしい。

### **<不受理の理由>**

本件は、既に死亡保険金が支払われており、仮に本件申立てが認められた場合、死亡保険金受取人の利害関係に重大な影響を与えることになることから、本件紛争を解決するためには死亡保険金受取人の関与を必要とするが、裁定審査会においては、申立人以外の方の権利を手続的に保障する制度がないため、裁判手続きによる解決が妥当と考え、裁定を行うことは適当でないと判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項(6)に基づき、申立てを不受理とした。